

医療法人慈孝会 看護学生奨学金制度規程

(目的)

第1条 医療法人慈孝会(以下、法人という)では、医療の質の確保、向上を図るためには、優秀な看護師を確保することが極めて重要であり、将来の看護師を養成、充実させるため、看護大学、看護短期大学及び看護専門学校等に在学している者及び入学しようとする者に、専門の勉強をしながら、より有意義な学生生活を送れるように援助することを目的とする。

(奨学金貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与対象者は、次に掲げる者の内、経営会議で選定された者とする。

- (1)現在看護師養成校に在学している者及び来春入学を予定する者で、卒業後、法人に就職を希望する者。
- (2)法人に勤務する准看護師で、通信制2年課程の専門学校に在学している者及び来春入学を予定する者。
- (3)法人に勤務する者で、勤務年数1年以上かつ勤務状態が優良であると認められ、看護師又は准看護師養成校への進学を希望する者。

(奨学金貸与額)

第3条 奨学金貸与額(貸与総額)は、次の通りとする。

(1)第2条(1)に該当するもの

Aコース 4,800,000円 (全日制 4年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

Bコース 3,600,000円 (全日制 3年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

Cコース 2,880,000円 (全日制 4年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

Dコース 1,800,000円 (全日制高校+専攻科 5年間分) (全額免除対象)

(2)第2条(2)に該当するもの

Eコース 1,200,000円 (通信制 2年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

(3)第2条(3)に該当するもの

Fコース 2,160,000円 (昼間定時制 3年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

Gコース 1,200,000円 (昼間定時制 准看護師 2年間分) (半額は免除対象、半額は返還)

(奨学金貸与者数)

第4条 奨学金貸与者数は、全コースを通じて各年度2名程度とする。

(奨学金貸与期間)

第5条 奨学金貸与期間は、看護教育施設の修学期間とする。

(奨学金の貸与手続き及び貸与の決定)

第6条 奨学金の貸与手続き、貸与の決定及び貸与の方法については次の通りとする。

- (1)奨学金の貸与を受けようとする者については、法人に別紙申請書(様式1)を提出させるものとする。
- (2)書類及び面接にて審査を行い、適当と認められた者について貸与決定の通知(様式2)を行う。

(貸与契約の締結及び貸与の方法)

第7条 奨学金貸与の決定を受けた者は、奨学金貸与契約(様式3)を締結する。

2 奨学金は、奨学金講座振込依頼書(様式4)により指定された口座へ振り込むこととする。振込回数はAコースは毎月、他のコースは年2回(授業料等の支払月)とする。

(奨学金貸与中止及び停止)

- 第8条 奨学金の貸与を受けている者が、退学その他の理由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき又は奨学金を貸与することがふさわしくないと認められる時由が生じたときは、奨学金の貸与を中止することとする。
- 2 奨学金の貸与を受けている学生が休学したとき又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学期間中奨学金の貸与を停止及び中止することができる。

(奨学金の辞退)

- 第9条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

- 第10条 奨学金の貸与を受けた者が、卒業したとき又は奨学金の貸与を中止されたときは、貸与した奨学金の全額を返還させるものとする。その場合は、奨学金借用証書(様式5)を直ちに法人に提出しなければならない。
- 2 奨学金の返還にあたって、一括して返済できない事由があると認められる者については、分割により返還させることができるものとする。なお、分割期間については、卒業時又は奨学金貸与中止時から3年以内とする。
- 3 返還する奨学金には、利息は付けないこととする。

(奨学金の返還免除)

- 第11条 A・B・C・E・F・Gコースは奨学金の貸与を受けた期間と同じ期間を看護師又は准看護師として勤務した場合、Dコースは3年間看護師として勤務した場合に免除する。
- ただし、Aコース(月額10万円)の場合、5万円は返還免除とはならず、貸与期間の2倍の期間内に返済するものとし、返済方法は個別に設定できるものとする。
- 2 奨学金を受けていた者が死亡したとき、その他特別な事情があると認められるとき全部又は一部を免除する事ができるものとする。
- 3 免除期間の途中で退職した場合は、返還残期間に応じて退職時一括返還しなければならない。
- 4 奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式6)を法人に提出しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

- 第12条 卒業後看護師免許の取得ができなかった場合は、法人の職員として勤務しながら、翌年、翌々年と2回の国家試験を受験できるものとし、その間の返還は猶予できるものとする。返還猶予を受ける者は、奨学金返還猶予申請書(様式7)を法人まで提出しなければならない。

(延滞金の徴収)

第13条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく、奨学金の返還をしなければならない日までに返還をしなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じて、返還すべき額について10%の割合で計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

(その他)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、理事長がその都度、別に定める。

2 この規程の改定又は廃止は、理事長がこれを定める。

3 社会福祉法人安寿会職員において、この規程の適用を受けたい者は、医療法人慈孝会に移籍することで準用される。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から変更施行する。

平成 年 月 日

医療法人慈孝会
理事長 梶原真人様

奨学金貸与申請書

私は、医療法人慈孝会看護学生奨学金制度規程に基づき、奨学金貸与を申請いたします。

なお、看護師養成校を卒業し看護師資格を取得した後は、貴法人での勤務を希望します。

1・申請者

氏名 _____ 印 (男・女)
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
現住所 〒 _____
学校名 _____ (在学 _____ 年・入学予定)
入学予定日(又は入学日) _____ 年 _____ 月 _____ 日
卒業予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2・希望コース _____ コース (総額 _____ 万円)

3・希望貸与期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

4・連帯保証人(申請承認後、契約書を取り交わします)

現住所 〒 _____
氏名 _____ 印 (男・女)
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日(続柄)
電話 _____

※ 本契約時は連帯保証人はもう一名必要です。

《添付書類》申請書と共にチェックのある印の書類を提出してください。

- 履歴書
- 最終卒業校の卒業証書又は卒業見込証明書
- 卒業校又は在学中の看護師養成校の成績証明書
- 健康診断書(3ヶ月以内のもの)
- 在学証明書(学生証)又は合格証明書

別紙 第2号様式(第6-2条関係)

平成 年 月 日

医療法人慈孝会
理事長 梶原 真人

奨学金貸与決定通知書

奨学生 _____ に対して奨学金貸与を下記の通り決定する。

記

1・奨学金のコースと貸与額

_____ コース _____ 万円/月 毎月・半年 払い

2・奨学金貸与期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 _____ 年間

3・奨学金の貸与を受ける総額

_____ 円

4・返還免除猶予期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 _____ 年間

※ ただし、返還免除猶予は卒業年での国家試験合格を前提とする。

5・上記以外は奨学金規程による。

別紙 第3号様式(第7条関係)

奨学金貸与契約書

平成 年 月 日

医療法人慈孝会奨学金制度に基づいて、医療法人慈孝会(以下「甲」という)と奨学生(以下「乙」という)は、下記の通り奨学金貸与契約を締結する。

記

- 1・奨学金貸与の内容については、別紙 決定通知書及び奨学金制度規程による。
- 2・連帯保証人は奨学金制度規程を承認のうえ、乙がこの契約から甲に対して負担するに至った債務につき、連帯して履行の責を負う。

(甲) 住所 松山市福角町乙69-1
氏名 医療法人慈孝会 理事長 梶原真人 印

(乙) 住所 〒
氏名 _____ 印

(連帯保証人)
住所 〒
氏名 _____ 印

(連帯保証人)
住所 〒
氏名 _____ 印

本契約2通を作成し、甲、乙、連帯保証人が署名押印の上、甲乙が原本を、連帯保証人が写しを各1通これを所持する。

別紙 第4号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

医療法人慈孝会
理事長 梶原真人様

振込銀行口座登録依頼書

申請者 氏名 _____ 印

(1)私の奨学金は、下記の指定銀行の預金口座にお振込み下さい。

奨学金内容 _____ コース
月払 _____ 円
半年払 _____ 円
振込期間 平成 年 月より 年 月

(2)下記書類の記載内容に変更を生じた場合は、遅滞なく依頼書を提出いたします。

銀行・支店名	店番号	種別	口座名義人・口座番号	
伊予 銀行		普通	カナ	
			氏名	
支店			口座番号	

※ 添付書類
預金通帳の1ページ目(銀行名・支店名・氏名・口座番号等記載ページ)の
写しを添えること。

別紙 第6号様式(第11条関係)

平成 年 月 日

医療法人慈孝会
理事長 梶原真人様

奨学金返還免除申請書

〒

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

奨学金の返還の免除を受けたいので、医療法人慈孝会看護学生奨学金制度規程第11条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1・奨学金の貸与を受けた期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日 月間

2・奨学金の貸与を受けた総額

_____ 円

3・返還未済の奨学金の額

_____ 円

4・返還の免除を受けようとする額

_____ 円

5・奨学金の返還の免除を受けようとする理由

6・関係書類の提出

- (1) 5の事項について、その事実を証明する書類
- (2) 申請者が貸与を受けた者以外の場合は、本人との関係を証明する書類

別紙 第7号様式(第12条関係)

平成 年 月 日

医療法人慈孝会
理事長 梶原真人様

奨学金返還猶予申請書

〒

申請者 住所
氏名 印

奨学金の返還の猶予を受けたいので、医療法人慈孝会看護学生奨学金制度規程第11条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1・奨学金の貸与を受けた期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日 月間

2・奨学金の貸与を受けた総額

円

3・返還未済の奨学金の額

円

4・返還の猶予を受けようとする理由

5・関係書類の提出

4の事項について、その事実を証明する書類

看護学生奨学金制度の改定について（案）

I 現在の奨学金貸与コースと貸与金額

（金額単位：千円）

コース	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還免除額
A	100	36ヶ月（3年）	3,600	1,800
		48ヶ月（4年）	4,800	2,400
B	50	36ヶ月（3年）	1,800	全額
		48ヶ月（4年）	2,400	全額
C	30	60ヶ月	1,800	全額
D	30	24ヶ月	720	全額

II 看護師養成校と費用

（金額単位：千円）

学校名	課程	修業年	費用総額	備考
松山看護専門学校	第1看護学科	3年 （全日制）	3,236	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
	第2看護学科	3年 （昼間定時制）	2,319	准看護師の資格を有する者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
	准看護学科	2年 （昼間定時制）	1,286	看護関係資格を有しない者が准看護師試験受験資格を取得することが出来る
愛媛病院附属	正看護師課程	3年 （全日制）	1,827	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
松山赤十字	正看護師課程	3年 （全日制）	1,990	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
愛媛大学医学部	看護学科	4年 （全日制）	2,884	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
県立医療技術大学	看護学科	4年 （全日制）	2,884	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る
松山城南高校	正看護師課程	5年 （全日制）	1,742	看護関係資格を有しない者が看護師試験受験資格を取得することが出来る

III 提案

a) 対象者

- ・現在の奨学金貸与対象者は、全日制に通学する法人職員でない学生を対象としているが、法人職員で昼間定時制の看護師養成校へ通学する者も対象者としてほしい。

よって、貸与対象者は以下の2つに区分する。

- I 全日制の看護師養成校に通学し、将来法人職員となる見込みのある者
- II 法人職員として勤務しながら、昼間定時制看護師養成校に通学する者

b) 奨学金の貸与内容

- ・基本的には学資部分のみを貸与する。
- ・上記a)のIに該当する者に対して、生活費援助目的の奨学金が必要かどうか。

c) 奨学金の貸与の時期

- ・基本的には入学金・授業料等の支払月に貸与する。
- ・上記a)のIに該当する者に対して、生活費援助目的の奨学金が必要とする場合は、毎月貸与する。

d) 現在の各コースの修正

- ・Aコースは、上記a)のIに該当する者に対して、生活費援助目的の奨学金が必要であれば存続してもよい。
- ・Bコースは、貸与期間3年間・4年間ともに貸与総額が必要学資額を下回るため、貸与総額を増額する必要がある。
- ・Cコースは松山城南高校に通学する者が見込めるのであれば存続してもよい。

- ・松山看護専門学校 准看護学科へ通学する者を対象とした、貸与期間2年間（貸与金額はBコース相当）のコースを新設する。